

岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブック共同発行业務仕様書

1 事業名称 岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブック共同発行业務

2 提案に係る条件

- (1) 規格 A4版、無線綴じ、左開き製本
- (2) 紙質 表紙：カード紙
本文：上質紙 35.5kg 相当
- (3) 刷色 フルカラー
- (4) ページ数 40ページ～50ページ程度（表紙を含む）
- (5) 記載内容 ①表紙には「岐阜市」を名入れする
②広告付物品提供者が提案する本文コンテンツ
③企業広告は全体の30パーセント以下
- (6) 発行回数 令和6年度から令和8年度までの各年度1回（計3回）
- (7) 発行部数 令和6年度から令和8年度までの各年度10,000部（計30,000部）
- (8) 発行時期 令和6年度版：令和6年11月下旬
令和7年度版：令和7年11月下旬（予定）
令和8年度版：令和8年11月下旬（予定）

3 費用負担

岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブックの編集、印刷製本、納入等にかかる費用は、広告付物品提供者が全額負担するものとし、岐阜市は一切の費用を負担しないものとする。

4 業務分担

項目	内容	岐阜市	広告付物品提供者
編集	本文コンテンツ内容の提供		○
	行政情報（相談機関等）の提供	○	
	原稿の校正、チェック	○	
印刷、製本	印刷、製本		○
検品	完成品の検査	○	
納品	完成品の納品		○
広告販売	広告募集活動		○
	各種団体への協力依頼		○
	広告作成、代金回収		○

5 納品

- (1) 納品場所 岐阜市役所 福祉事務所 高齢福祉課 1か所
- (2) 納入物 「岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブック」(冊子)
- (3) 納入方法 100冊ごとの数量確認が容易にできるようにする
- (4) 納入期限 令和6年度から令和8年度までの各11月下旬

6 配布期間

発行日から翌年11月30日まで

ただし、広告付物品提供者と協議の上変更することができる。

7 著作権

当市からの情報提供については岐阜市が、それ以外の情報については広告付物品提供者が著作権を持つ。本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しない。また、第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を行う。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、広告付物品提供者はその一切の責任を負う。

8 広告掲載に関して

- (1) 広告掲載については岐阜市広告掲載要綱(平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。)の基準に基づき、事前に審査し、冊子への掲載を決定する。
- (2) 要綱及び岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブック共同発行事業広告付物品提供者募集要領を遵守する。
- (3) 広告掲載の割合は、広告の掲載面積の合計が冊子(全ページ分)の総面積の30パーセント以下とする。
- (4) 広告主の募集・広告の製作等は、広告付物品提供者が行う。
- (5) 広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、要綱第6条第1項の規定に基づき設置する審査委員会において事前に審査し、掲載を決定する。なお、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切に反映する。
- (6) 掲載面、掲載位置等については、岐阜市と協議した上で決定する。
- (7) 広告欄には、必ず広告である旨を表示する。
- (8) 広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、岐阜市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行う。

9 苦情処理等

- (1) 岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブックの発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、岐阜市及び広告付物品提供者は直ちに問題解決のために対応す

- るものとする。ただし、広告付物品提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、広告付物品提供者又は広告主が負うものとし、岐阜市は一切の責任を負わない。
- (2) 広告付物品提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに岐阜市に文書で報告するとともに、その後の対応は岐阜市と協議の上決定するものとする。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
 - (3) 広告付物品提供者の責に帰すべき事由により、岐阜市が岐阜市ひとり暮らし高齢者ガイドブックの使用について不適当と認めたときは、使用を取りやめるものとする。

10 その他

- (1) 校正を完了し、岐阜市から承諾を受けた後に印刷・製本する。
- (2) 本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物品提供者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、広告付物品提供者の負担とする。
- (3) 本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義が生じた場合は、速やかに岐阜市と協議を行う。
- (4) 本事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岐阜市情報セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守する。

11 問い合わせ先

岐阜市 福祉事務所 高齢福祉課 生きがい対策係 森島
TEL : (058)214 - 2173